

平成18年第2回（5月）みなかみ町議会臨時会会議録

平成18年5月9日（火曜日）

議事日程 第1号

平成18年5月9日（火曜日）午前9時開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 仮議席の指定について |
| 日程第2 | 選挙第1号 議長選挙について |
| 日程第3 | 議席の決定について |
| 日程第4 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第5 | 会期の決定 |
| 日程第6 | 選挙第2号 副議長選挙について |
| 日程第7 | 発議第1号 みなかみ町議会常任委員会委員の指名選任について |
| 日程第8 | 発議第2号 みなかみ町議会運営委員会委員の指名選任について |
| 日程第9 | 発議第3号 みなかみ町議会行財政改革特別委員会の設置について |
| 日程第10 | 発議第4号 みなかみ町議会行財政改革特別委員会委員の指名選任について |
| 日程第11 | 選挙第3号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙について |
| 日程第12 | 議案第69号 みなかみ町監査委員の選任について |
| 日程第13 | 承認第2号 平成18年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）の専決処分報告について |
| 日程第14 | 承認第3号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について |
| | 承認第4号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について |
| 日程第15 | 承認第5号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について |
| 日程第16 | 議案第70号 みなかみ町ヘリポート条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第71号 みなかみ町保健福祉センター条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第72号 みなかみ町高齢者生きがいセンター条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第73号 みなかみ町高齢者婦人センター条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第74号 みなかみ町高齢者会館条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第75号 利根西部福祉作業所条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第76号 みなかみ町保健センター条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第77号 みなかみ町公衆浴場条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第78号 みなかみ町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第79号 みなかみ町生活改善センター条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第80号 みなかみ町農村交流公園条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第81号 みなかみ町真沢ファーム交流施設条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第82号 みなかみ町産地形成促進施設条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第83号 みなかみ町多目的集会施設条例の一部を改正する条例について |

- | | |
|--------|--|
| 議案第84号 | みなかみ町農業者等健康増進施設条例の一部を改正する条例について |
| 議案第85号 | みなかみ町特用林産物加工施設条例の一部を改正する条例について |
| 議案第86号 | みなかみ町フルーツ公園条例の一部を改正する条例について |
| 議案第87号 | みなかみ町手づくり郷土の香りの家条例の一部を改正する条例について |
| 議案第88号 | みなかみ町水紀行館条例の一部を改正する条例について |
| 議案第89号 | みなかみ町畜産基盤再編総合整備事業活性化施設条例の一部を改正する
条例について |
| 議案第90号 | みなかみ町農林漁業体験実習館条例の一部を改正する条例について |
| 議案第91号 | みなかみ町農産物加工施設条例の一部を改正する条例について |
| 議案第92号 | みなかみ町資源リサイクルセンター条例の一部を改正する条例について |
| 議案第93号 | みなかみ町集落水辺環境施設恋越公園条例の一部を改正する条例につい
て |
| 議案第94号 | みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例について |
| 議案第95号 | みなかみ町歴史民俗資料館等条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 閉会中の継続調査の申し出について |
| 日程第18 | 字句等の整理委任について |

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（23人）

1 番 前 田 善 成 君
 3 番 林 一 彦 君
 5 番 河 合 生 博 君
 7 番 原 澤 良 輝 君
 9 番 島 崎 栄 一 君
 11 番 久 保 秀 雄 君
 13 番 中 村 正 君
 15 番 河 合 幸 雄 君
 17 番 森 下 直 君
 19 番 速 水 一 浩 君
 21 番 倉 澤 長 男 君
 23 番 傳 田 創 司 君

2 番 阿 部 賢 一 君
 4 番 山 田 庄 一 君
 6 番 林 喜 美 雄 君
 8 番 穂 苅 清 一 君
 10 番 高 橋 市 郎 君
 12 番 小 野 章 一 君
 14 番 鈴 木 幸 久 君
 16 番 鈴 木 勲 君
 18 番 根 津 公 安 君
 20 番 本 多 秀 律 君
 22 番 阿 部 源 三 君

欠席議員 なし

会議録署名議員

1 番 前 田 善 成 君

11 番 久 保 秀 雄 君

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 矢 野 義 夫
 書 記 深 代 和 恵

議 事 係 長 林 和 也

説明のため出席した者

町 長 鈴 木 和 雄 君
 収 入 役 大 川 浩 一 君
 総 務 課 長 櫛 漕 哲 夫 君
 新 治 支 所 長 石 坂 一 美 君
 地域振興課長 林 昭 君
 保健福祉課長 原 澤 和 己 君
 農 政 課 長 阿 部 行 雄 君
 建 設 課 長 鈴 木 初 夫 君
 学校教育課長 小 泉 行 夫 君
 生涯学習課長 宮 下 達 男 君

助 役 腰 越 孝 夫 君
 教 育 長 登 坂 義 衛 君
 水 上 支 所 長 阿 部 正 一 君
 財 政 課 長 木 村 一 夫 君
 税 務 課 長 林 文 博 君
 環 境 課 長 阿 部 正 君
 観光商工課補佐 本 多 剛 君
 都市計画課長 若 桑 一 雄 君
 上下水道課長 青 山 実 君

臨時議長の紹介及びあいさつ

事務局長（矢野義夫君） おはようございます。

本日はご多忙のところご参集いただきましてありがとうございます。

本日の臨時会は、選挙後最初の議会であります。したがって、議長が選挙がされるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時議長の職を行うことになっております。出席議員中、阿部源三議員が最年長の議員でありますので、ご紹介を申し上げます。

阿部源三議員、議長席にお着き下さい。

（阿部源三君議長席に着席）

臨時議長（阿部源三君） ただ今、ご紹介をいただきました、阿部源三でございます。

地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行います。

皆様のご支援をたまりまして、無事職務を果たせますようどうぞよろしくお願いいたします。

（9時9分 開会）

開 会

臨時議長（阿部源三君） これより平成18年第2回（5月）みなかみ町議会臨時会を開会いたします。

ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたしました。

町長あいさつ

臨時議長（阿部源三君） 本臨時会に際し、町長、教育長より、あいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

まず、はじめに町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） みなかみ町議会改選後の初議会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

めでたく、みなかみ町議会議員にご当選された23名の皆さん、誠におめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。

今回の町議会議員選挙は、町村合併後初めての選挙であり、今回に限り「月夜野地区」「水上地区」「新治地区」の選挙区が設けられました。

その選挙方法に若干の戸惑いもあったと思いますが、ご当選なされた皆さんは、任期4年の町議会議員であります。ぜひとも、この感激を胸に議会議員としての職責を果し、町議会の権能を遺憾なく発揮されて、町民の負託に応えられることをご期待申し上げます。

町議会は町民の意思反映の場であります。併せて行政のチェック機関であるとともに、みなかみ町の将来を決める政策集団であります。

したがって、議会と行政は、「議会制民主主義」のルールを遵守して、お互いに協力し、時には牽制し合い、またある時は激論を闘わしながら、町民の期待と信頼に応えていきたいものであります。

早いもので、新生「みなかみ町」が誕生してから7ヶ月余りが過ぎました。ここに「平成18年度予算」と町議会議員が決定されたことにより、真に「財政再建」と「夢のある町づくり」がスタートすることになります。

今後は政府・国会の構造改革の動向を的確に捉えながら、常に先手を打って対策が取れる体制で臨んでまいります。

財政再建は、町村合併の利点である合併特例債をいかに活用するかにあります。それだけに適用範囲の拡大と有効利用に知恵を絞り、町民に期待される社会資本の整備に努めてまいります。

また、健全財政の取り組みは、「行財政調査会」の一次答申を受けて、町税と公共料金の収納率の向上に努め、歳出では計画的に経常経費の縮減を図り、地に足をつけた行財政運営を進めてまいります。

そのためには、公選で選ばれた私を含める議会議員の皆さんと、町民の奉仕者である職員が一体感を持って、町政の推進を図ることが肝要であります。まずは、町村合併時に示した「財政計画」等と現況を精査し、早期に「財政再建計画」と「地域再生プロジェクト」を策定することが大事であると考えます。

今、みなかみ町の財政状況は、行政組織の改革なくして福祉事業の維持と新規事業の取り組みができない実態にあります。

しかも、ここで改革に取り組まなければ、数年後には修復不可能な状態が予測され、増税、行政サービスの低下、再建整備団体のいずれかの選択が迫られると思います。その時になって慌てたのでは町民の期待と信頼を裏切ることになり、断じて改革をこまねくことはできません。

私達は今の時代をNo change, no chance.（変革なくして好機なし）と捉えて、町村合併を選択しました。

今年度の予算編成では、人件費や補助金等の大幅な削減をお願いしましたが、改革の断行は必ず痛みが伴います。

それだけに前例主義に走らず、真に必要な事業を選択し、常に自主・自立の発想が求められます。そして、町村合併の好機を生かして財政再建に努め、行政サービスの維持と懸案事項の実現に全力を尽くす決意であります。

さて、地方分権社会となり、時代は大きく変わろうとしております。

今、国会では「行政改革推進法案」が審議されておりますが、この法律が市町村にどのような影響を与えるか危惧いたしております。

なぜならば、町村合併をした上に、さらなる改革を求められても、その対応が極めて難しいからであります。加えて自治体の「破綻法」や「道州制問題」、さらには「消費税の税率引き上げ」等が議論の俎上に上がっており、改革の嵐はまだまだ追い討ちをかけてくることが予測されます。

したがって、今までのように、行政サービスを拡大して住民を喜ばせる時代は終わりました。これからは人口が減少し、さらには国の構造改革によって、財政の縮小が余儀なくされますので、一日も速く右肩上がりの幻想を捨てて、行財政の改革で未来を切り開く姿勢が肝要であります。この転換は容易ではありませんが、より早く意識改革をして、真に主権在民の「民主主義社会」を構築することが、変革の時代に生きる市町村の道であると思います。

そのためには、人件費・物件費・公債費等の経常経費のスリム化を図り、併せて足腰の強い健全な財政運営を実現して、町民の要望に対応できる行政体の再構築が求められます。

私は町長就任にあたって、尊敬する歴史上の人物として米沢藩主・上杉鷹山公をあげました。鷹山公は、「一汁一菜」を掲げて、破綻した藩財政の再建をしたことで知られますが、

民衆を愛し、民衆のために政治を行った名君であります。

その手法は、「自助・互助の精神」を尊び、藩の「扶助」と合わせた「三助」の力で藩財政を再建し、豊かで美しい国づくりを実現しました。鷹山公は身命を賭して改革に取り組みましたが、今でもその精神は広く語り継がれ、その遺業である産業と文化は米沢地方に脈々と生き続けております。

第35代アメリカ大統領ジョン・F・ケネディは、日本で最も尊敬する政治家は「上杉鷹山である」といわれました。

And so my fellow Americans,
Ask not what your country can do for you.
Ask what you can do for your country.

それゆえ、わが同胞、アメリカ国民よ。
国家があなたに何をしてくれるかを問うのではなく、
あなたが国家に対して何ができるかを自問してほしい。

これは、ケネディ大統領就任演説の中の有名な一節であります。

国家が成りたつのは、国民が国家のために、お互いのために、何かをしようとする「自助・互助の精神」が不可欠であり、それがあってこそ国が成りたち、国民は自由と豊かさを味わうことができると言っております。

言い換えれば、国民がみんな国家に頼ろうとしたら国家は持たないし、このことは社会主義国家の失敗や福祉国家の行詰りで実証済みであります。

ケネディ大統領が鷹山公を尊敬したのは、「自助・互助の精神」を実証した政治家であったからだと思います。

したがって、民主主義社会における行政の進め方は、行政の先行型ではなく、まずは住民自らが行い、そしてお互いが助け合い、その取り組みに行政がサポートして成功に導くことにあります。したがって、これからの行政は財政・情報・環境等にサポートできる力を付けると共に、町民に信頼される体制づくりが求められます。

最近の日本は、民主主義を履き違えて、何か「扶助」のみに頼る傾向が強いと思います。それだけに私達は、「自助・互助の精神」で地域産業の振興と行財政改革に取り組み、町民皆様のご協力を得て財政再建を果たし、その力で政治改革の大きなうねりを作りたいものであります。

先日、毎日新聞の「発言席」欄に某市長が「行政改革で地域が変る」と題して寄稿しておりました。その中に「近き者説^{よみこ}び、遠き者来^{よみこ}る」とありました。この意味は孔子の時代から「政治の基本は近くの人々（住民）が悦び、遠くの人々はそれを聞いて慕ってやって来るもの」としております。このことは、みなかみ町民が悦び、自慢し、誇りとする地域や観光地にしなければ、遠来よりお客さんが来てくれないことを意味します。観光立町を標榜する新生みなかみ町は、この言葉を機軸に「みなかみ町総合計画」を樹立して、これを実現し、町民に悦ばれる町づくりをしなくてはなりません。

そのためには、常に時代の流れを的確に捉え行財政改革を最優先し、町民参加で夢のある町づくりを推進したいと願っております。どうぞ、議員各位のご指導とご鞭撻を心よりお願い申し上げます。

ここで若干、お時間をいただきまして、当面する重要課題等につきまして、さらには取り組むべき点につきまして申し述べたいと思います。

最初に財政実態と改革の方向についてであります。

財政再建問題は最重要課題であり、早急に対策を講じなければなりません。

財政危機に至った大きな要因は、財政調整基金等の基金、いわゆる貯金が余りにも少なく、併せて町税の落ち込みと地方交付税の大幅な削減にあります。このよう中で、町村合併から日も浅く、人件費・物件費等の義務的経費の圧縮ができず、行政サービスの見直しもできなかったことに起因しております。

町税と地方交付税の合計額は、平成13年度決算では約95億円でありましたが、平成16年度では約78億円となりまして、17億円余りも減少をしました。

一方歳出面では、公債費を含む義務的な経費、いわゆる経常経費は平成13年度とほぼ同額であり、したがって、この財源不足は、公共事業の大幅な削減と財政調整基金等の取り崩しで、急場をしのいだのが実態であります。

なお、お配りしました資料は、新生みなかみ町の財政状況であります。今後は、主だった数値を定期的にお知らせしますので、財政実態に則した健全な批判と政策論争ができれば幸いです。

また、町税や水道料金・町営住宅家賃等の公共料金の累積滞納額は、年々増加して、現在では15億円余の膨大な金額となっております。財政運営に重大な支障をきたしております。このような危機的な財政状況を打開するために、条例に基づく有識者3名、現在は4名になっておりますけれども、「行財政改革調査会」の設置をお願いしました。

本年1月からは、町税及び公共料金の滞納状況について精力的に調査・検討がなされ、過日、第1次答申という形で対応策が示されました。その内容は、町報の5月号に抜粋で掲載いたしましたところであります。

町では、6月より答申に沿って「徴収対策チーム」を編成し、生活弱者に配慮しつつ、あらゆる手段を講じ徴収率の向上に努めてまいります。

また、滞納者や納税意識の薄い方に対しては、「差し押さえ処分」や「住宅明け渡し請求訴訟」の提訴を行う等、果敢に対処してまいる決意であります。

また、職員による「地域再生プロジェクト」は、地域の再生を図りつつ、効率の良い行財政組織の構築に向けて、次の対策を講じてまいります。

1つ目として、内部管理経費の徹底した削減であります。

10年間で、役場職員体制を現在の374名から240名以下にし、教育施設をはじめとする公共施設の統合や利用率の低い施設の廃止・転用を図ります。

2つ目として、サービスの適正化とコストの削減であります。

現在の財政状況で、従来通りの行政サービスを維持していくことは困難であります。真に必要な分野への重点配分をし、行政サービスの適正化を図ってまいります。

3つ目として、公共サービスを多様な担い手で提供できる環境づくりをします。

これまで行政が担ってきた分野で、今後、自主・自立の地域づくりを進めていく上で、指定管理者制度の導入や、NPO法人、ボランティア団体、地域住民団体等と町づくりを進める環境を整備してまいります。

4つ目として、特別会計・企業会計の財政健全化についてであります。

町の会計は、一般会計の他に国民健康保険特別会計等、9つの特別会計と水道事業の企業会計があります。これらの会計は、一般会計からの補助金を受けて運営しているのが大

半であります。特別会計、企業会計共に独立採算性が確立できるように財政基盤の確立を図ってまいります。

5つ目として、財政基盤を確立するための財源の確保についてであります。

具体的な改革プログラムを推進していくためには、限られた財源の中で効果的な事務事業を実施することは当然であります。新たな財源を確保することも重要であります。合併特例債を活用して合併振興基金を17億円余り積み立てて、将来の財政基盤を安定させたいと考えております。

6つ目として、合併特例債活用の地域再生についてであります。

合併のメリットである合併特例債や合併補助金を有効に活用してまいります。

新治地区は統合小学校の建設、水上地区はまちづくり交付金事業で利根川遊歩道の建設と温泉街の再生を図ります。月夜野地区は新町の要となる都市整備事業を実施してまいります。

以上、何点か申し上げましたが、これからは町村合併の優遇施策の恩恵を最大限に活用して、実施にあたっては最小の支出で最大の効果が上げられるように事業を精査します。

そして、財政再建によって地域の再生を図り、快適で魅力ある町づくりを創造してまいります。

次に都市計画事業について申し上げます。

みなかみ町都市計画区域は、本町面積の約7.8%を占め、そこに約67%の町民が居住しております。

都市計画は、「こんな町にしたい」とする未来の町を「都市計画マスタープラン」に策定し、このマスタープランを基にして、「土地の使い方」や「建物の建て方」等についてルールを定め、道路や公園、下水道等を建設する事業であります。

都市計画事業は、現在、月夜野・水上地区で展開しておりますが、合併によって新治地区も政令で定める指定用件を満たしましたので、今後は基礎的条件・整備課題・地区特性・発展の方向等を調査して、新たな都市計画を具体化したいと考えております。

さて、新生みなかみ町を見渡しますと、扇の要に位置するのは月夜野地区であり、本町の中心的な市街地になる可能性を秘めております。

なぜならば、この地区は広域交通の拠点であり、高等学校や公共施設も集約され、再開発によって水上・新治地区からのアクセスが容易になれば、3地区の連携が容易に図れるからであります。

これらの状況から目を転じますと、地形的には地域を分断する利根川・赤谷川の低地部があり、その上に台地・丘陵地・山地部の四層構造からなる河岸段丘となっております。

そこには上毛高原駅・月夜野インターチェンジ・利根沼田望郷ライン等の広域交通網が整備されておりますが、市街地の整備にあたり、これらのプラス的条件を活かしていないのが現状であります。

また、月夜野地区は、「市町村マスタープラン」に基づき、既に都市計画道路7路線が計画決定されておりますが、決定から22年を経過した現在、整備率は61%であります。この内の3路線は、沿道サービスと歩行者・車両の安全確保等から計画されておりますが、現在までの整備率は16%の状態であります。

私は、広域交通網の連携、地域分断の解消、さらには公共施設との連携等を視野に入れて考える時に、この都市計画道路は中心市街地を構成する上で極めて重要な道路であります。

さらには、これら基幹道路と利根沼田望郷ラインを有機的に連結すれば、みなかみ町はもとより利根沼田地方の飛躍的な発展に貢献するものと確信いたしております。

そこで、今年1月に都市計画課を設置して、これら事業の実現に向けて調査・研究を重ねておりますが、今年度中には「まちづくり交付金事業」等の導入を図り、併せて合併特例債の活用を具体化してまいりたいと考えております。

また、水上地区の「まちづくり交付金事業」は2年目に入りますが、湯原・鹿野沢地区を中心に各種事業と併せて展開中であります。

事業内容は、地元振興会・商工会等と協議をして事業メニューを決めておりますが、併せて利根川による地域分断の解消、周辺観光地区へのアクセスについても検討しております。

さらには、早大建築学科による湯原地内の再開発構想、東京芸術大学との連携等も進めており、マスタープランの変更も視野に入れて将来構想を検討しておるところであります。

市街地の整備や観光地の再開発は、一朝一夕に出来るものではありません。一つの事業をやり遂げるまでには、住民参加と協力を願い、有識者の助言を得て、計画決定から事業着手・実現まで計り知れない時間と労力を必要としますが、都市計画制度の特性を活かして着実に進める決意であります。

先の町議会議員選挙におきまして、某候補者から、「100億円の都市計画事業より、住民のくらし・福祉・教育優先の町政に転換、50%補助金カットの復活等…」と訴えておりました。

果たして出来るのか、出来るわけはないと思います。なぜならば、実態に即していないからであります。

今年度の予算編成に当たり、人件費と補助金等の削減をお願いした額は、約3億円余りであります。

都市計画事業は各種の公共事業を導入して行いますが、例えば「町づくり交付金事業」では現在の補助率は約40%であります。

補助残の95%は合併特例債、これは交付税参入が70%であります、これを活用でき、償還期限は概ね15年であります。

そこで100億円を1年で事業化したといたしますと、当該年度につきましては、100億円マイナス40億円掛ける5%ですから、3億円になります。

$$(100\text{億円} - 40\text{億円}) \times 5\% = 3\text{億円}$$

そして、後年度負担につきましては、60億円から3億円を引きまして、その30%が町の負担になりますから、17億1千万円、このようになります。

$$(60\text{億円} - 3\text{億円}) \times 30\% = 17.1\text{億円}$$

したがって、100億円を事業実施しまして、これを利息等は別計算でありますけれども、元金だけの計算をしますと20億1千万円ということになります。

しかし、この100億円を1年で事業化して実施することはできないわけであります。合併特例債の有効期限は10年間でありますから、活用に当たりましては、起債制限比率等を勘案しながら事業化することになります。

したがって、10年間、毎年10億円の事業を行ったとしますと、当該年度の負担金は3千万円であります。この起債は据え置き期間が3年の予定でありますので、その間は利息のみの返済となります。4年以降は元金返済が発生しますので、その時の当該年度負担金と元利償還額を合わせた金額が負担になるわけですが、この金額を合計しても

今言われていることに対して実現できる財源というものは確保できないと思います。

ましてや福祉や教育、さらに補助金問題は別次元で取り組むべきものであると思います。

町村合併をして、懸案事項が目白押しの時に、経常的な支出がそのままでは対策は取れません。今こそ前例主義にとらわれず、時代と状況にあった事業の選択が極めて大事であると思います。

私は行財政改革によって、10年間で3億円の自主財源を生み出し、これを元手に合併特例債を有効に活用して100億円の社会資本の整備を図ることは、町を思えば至極当然のことであると思います。むしろ止めろと言うほうが、かえって可笑しいのではないのでしょうか。

私は「都市計画事業」を推進して住環境の整備と地域産業の礎をつくり、足腰の強い「みなかみ町」を創造して、少子高齢化社会に備えた町づくりをしたいと考えております。

次に建設課関係について申し上げます。

道路を始めとする建設事業は、町民のライフラインの確保と生命・財産を守るために大きな役割を果たしております。

年末から1月にかけての豪雪は、観光産業等に甚大な影響を与えましたが、町にとっても大きな財政負担を強いられたわけであります。

水上・新治地区の除雪体制は、町職員による直営方式と一部を業者委託によっておりますが、月夜野地区は全て業者委託でありました。その結果、月夜野地区の業務委託費は、全体の業務委託費1億460万円の62.6%に当たる、6,550万円でありました。そこで今年度は、昨年度の反省から月夜野地区でも主要幹線の一部は直営方式と業者委託の両面に対応し、町民の要望に応じていきたいと考えているところであります。

次に「耐震3ヶ年プログラム」についてであります。

この事業は、国家プロジェクトによる上津・上組地内の「新幹線横断6橋」に対する耐震補強を平成17年度から平成19年度の3ヶ年で完成させようとするものであります。

この事業は、阪神淡路大震災クラスの地震が発生しても橋桁が落下しないための補強工事であり、町民の安全を確保するものであります。この事業に係る経費は約2億円を予定しておりますが、有利な補助事業を利用し、一般財源を極力減らす努力をしております。

また、幹線以外の道路や水路等の整備は、砂利敷きやU字溝布設等について、各区より原材料支給の要望が多数寄せられておりますが、この制度は区民の相互理解の基に行う事業でありますので、区要望に応えられるように努力をしてまいりたいと考えております。

さらに町道等の幹線道路の整備は、公共事業等の導入を図り、併せて合併特例債を有効に活用して、地域住民のご要望に応じてまいりたいと考えております。

次に福祉関係について申し上げます。

平成12年度に始まりました介護保険制度は、新生「みなかみ町」も高齢化率が28.27%となり、この中で5年毎の制度の見直しも終えて、再スタートをすることができました。

今回の見直しの重点は、介護予防・自立支援の強化であります。この度の見直しは、状態を改善し悪化を防ぐ「介護予防サービス」と、要支援・要介護状態への進行を防ぐための「地域支援事業」が創設されたことであり、町では介護予防や様々な支援事業、さらには相談等に対応するため、4月より「地域包括支援センター」を設置したところであります。社会福祉士等を含めた福祉・介護・保健等の専門職を連携させ、地域の実状に即したきめ細かな対応をして、高齢者の暮らしを支えていきたいと考えております。

また、我が町は温泉が豊富でありますので、この地域特性を活かして町内５ヶ所の日帰り温泉を無料で利用できる、「高齢者用の入浴券」と「世帯用の入浴証」を発行することになりました。

高齢者用の入浴券につきましては、例として配付されていると思います。

無料入浴券は、７７歳以上の３，２７４人の方に年１０枚配布し、世帯用の入浴証は、８，３７７世帯の全世帯に１世帯１枚を配布いたしますが、経費節減のため、現在、職員が手作りで作業を進めております。この５月１５日の区長さん回りには配布をお願いする予定であります。

ぜひ、みなかみ町の豊富な温泉資源を活用しながら、健康増進と地域や世代間を超えた積極的な交流を図り、新たなコミュニティの場ができることを期待いたしておるところでございます。

身体障害者や知的障害者等に対する利用サービスは、措置から契約方式に変わり、この４月から、障害者自立支援法によって、障害者共通の制度となり、福祉サービスの提供主体も市町村に一元化されました。現在は対象者の受付等を実施しておりますが、今後の取り扱いについては、申請者の審査・判定等を含めて、利根沼田広域圏で調整、協議を進めております。障害者の皆さんが、共通の福祉サービスを地域で受けられるように支援してまいりたいと考えております。

なお、保護者が心身障害者・障害児の介護を一時的にできない場合は、介護を委託できる「生活サポート事業」に取り組んでおります。総ての障害者が人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられる施策を今後とも進めてまいりたいと考えております。

次に、みなかみ町学校教育の現状と課題について申し上げます。

お配りした資料を参照していただきたいと思います。

まずは、児童数について申し上げます。みなかみ町ではここ数年で、急激な少子化が進んでおります。子どもの出生数は（別表１）のように、最も人口の多い月夜野区でも平成１７年度は５１人という出生数であり、みなかみ町全体では１０８人でありました。

また、月夜野北小学校区に続いて桃野小学校区でも、１学年の児童数が１０人以下のクラスになるなど、水上地区・新治地区と同じく月野地区でも、予想以上の速さで少子化が進んでおります。

次に施設状況について申し上げます。

管内の小中学校施設は、（別表２）のように建築年度や雪害等から校舎等の老朽化が進み、併せて耐震調査を終了した学校の耐震診断結果を見ますと、何れも基準値を下回っております。

実際には１３校の小中学校の内、１０校で何らかの補強工事や新設等の対応が迫られているのが現状であります。

次に財政措置について申し上げます。

学校の施設整備は、厳しい財政状況から当座負担、一般財源の少ない合併特例事業債を活用する以外に方法はないと思います。特例債の活用期限は、今後１０年間と定められておりますので早急な対応が求められていると思います。

今後の対応について申し上げたいと思います。

平成１８年度では、水上小学校・水上中学校・新治中学校の各校を耐震診断調査を実施する予定であります。併せて、管内の小・中学校、幼稚園、保育園の施設状況等を把握して、全体的な施設整備計画を検討しなくてはなりません。なぜならば、前述したように、

月夜野中学校と新治地区の小学校以外の各学校とその他の教育施設は、耐震診断結果が基準値を下回り、さらにはその恐れのある施設ばかりであります。

加えて各施設とも建築後相当の年数を経ており、老朽化が激しく進んでいるのが実態であります。このような状態は放置できません。一日も早く安全で快適な教育施設に整備して、その中で子供達が心おきなく存分に学べる教育環境を作ることが私達の責務であるからであります。

そこで私は教育委員会に「耐震補強・大規模改造・新設・統合等を念頭に入れて、理想とする教育施設はどうあるべきかを検討されたい」と諮問いたしました。

教育委員会では早速、「みなかみ町教育施設整備計画検討委員会」を設置されて、検討に入ったと伺っております。一日も早い方向付けを心より期待いたしておるところであります。

次に、みなかみ町観光の活性化と振興について申し上げます。

新生「みなかみ町」の誕生によって、地区住民の皆さんが得たものは、非常に多く、それは自然・人材・文化・歴史等の観光資源であります。このことは観光不況といわれる中で、観光産業を振興して、地域経済を活性化させるチャンスでもあります。

しかし、推進するに当たり、当然のことながら多くの課題を抱えているのも事実であります。一つには情報の受発信、次には地域・団体との連携強化、さらには国際観光への取り組み等があげられますが、行政がこれら個々の局面において徹底的に取り組み、推進していくことは言うまでもありません。

そこで、一番大事なことは「みなかみ町は観光地である」ということを町民の誰もが認識することです。併せて綺麗で、優しく、うるおいのある観光地を目指して、観光関係者はもちろんのこと、町民自らが自主的かつ持続的に取り組むことが肝心であり、行政はこうした活動を積極的に支援してまいります。

「不易と流行」という言葉がありますが、いかなる時代にあっても、変わらないものと流行変遷するものとがありますが、地域産業の活性化と振興は、いかなる時代にあっても民間事業者の力が中心であります。

幸いにして、法定協議会で活躍をされました観光等活性化委員会のメンバーを中心に「みなかみ町の観光を考える100人会議」が政策提言集団として設立準備に入ったと伺っております。このことは、みなかみ町の観光振興の上で、非常に大きな力になるものと期待をいたしております。町としましても、明確な役割を持って参加をしたいと考えております。

これからは観光のみならず、総てにおいて民間が考え行動し、行政体がこれをサポートする時代であると思います。

戦後の日本経済を支えてこられた700万人余の団塊世代の皆さんは、来年から順次、定年退職を迎えるわけであります。

そこで「シニア温泉ホテル事業」の提案があります。この提案は、これまでの温泉を中心とした一泊型の温泉旅行から、谷川岳や利根川、たくみの里や矢瀬遺跡、さらには各地区の歴史・文学等を活用して連泊型に導く取り組みであります。そのためには町内の観光資源を総動員して、各温泉地との連携を図り、併せて魅力ある商品を作って情報発信することです。

また、こうした一連の取り組みは民間と行政で行うことは当然であります。恵まれた観光資源を活用して観光産業を始めとする地場産業を発展させるためには、有識者の提案

に耳を傾けることも大事であると考えております。そこで仮称ではありますが「地域振興アドバイザー制度」を考えているところであります。

次に、観光協会は、観光振興を図るうえで無くてはならない組織であります。したがって、自らの責任において情報発信機能を構築し、会員のために貢献できる法人組織を、ぜひとも設立をして欲しいとお願いいたしておるところであります。

次に国際観光について申し上げます。

現在、国内観光客数は減少傾向にあります。海外からの訪日外国人旅行者は大きな伸びが期待されております。

それは、今まで旅行観光ビザが発給されていなかった国でも、ここ数年で解禁地域が急激に拡大され、国・県においても訪日外国人の誘客に各種の施策が積極的に取り組まれているからであります。

みなかみ町においても、特に中国都市部からの視察団が、ここ1～2年で増えてきております。現在、利根商業高校では学科の改変に伴って、選択で中国語が学べるようにしようと考えておるところであります。

町でも訪日外国人、取り分け中国からの旅行者が期待できますので、観光課では人材を整えて県観光局と連携を密にして、情報の受発信・接遇対策等について、万全を期してまいりたいと考えております。

最後に、みなかみ町農林業の振興について申し上げます。

社会構造の変化で国の農業政策も大きく変わろうとしております。

国では「食料・農業・農村基本法」の理念を実現するために、経営構造対策事業で自立農家の育成を目指し、担い手農家・認定農家・集落営農等の大規模経営農家を集中的に支援する政策を打ち出しております。

国有林野事業も林産物の供給から、公益的機能の維持・増進を図る方向に転換をしました。「水土保持林・森林と人との共存林・資源の循環利用林」の3つの機能類型に区分しまして、管理経営を行うことにいたしております。

これら国の施策を踏まえて中山間地域のみなかみ町では、町の実情に即した農業経営の実現に向けて、次のような取り組みで農林業を支援してまいりたいと考えております。

1つ目として、観光型農業の推進であります。

観光果樹園や農産物直売所への誘客対策として、ホームページの活用や自治体交流を積極的に行い、その中で町の農産物、例えば、リンゴ・サクランボ・ブドウ・ブルベリー・トマト・キノコ等の宣伝販売を行います。また、月夜野農業青年部が20年に亘って取り組んでおります交流活動事業「まごころ便」の充実を図るために、予算を増額して支援していきたいと考えております。

2つ目として、環境保全型農業の推進であります。

果樹振興では、食の安全に向けた取り組みを推進するために、農薬の飛散防止や性フェロモン剤使用の研修を行い、訪花昆虫の使用の推進を支援してまいります。

また、新治地区では蓄糞等の処理で堆肥を製造しておりますが、素晴らしい堆肥ができますので、ぜひとも野菜農家や水田農家等にご利用願いたいと考えております。

さらには利活用にあたりまして「ネットワークづくり」を促進して、環境に配慮した安全・安心の循環型農業の推進を図ってまいりたいと考えております。

3つ目として、野生動物の被害防止であります。

水上・新治地区では、猿やイノシシ等による農産物への被害が拡大しております。そこ

で生態調査や追い払い、さらには電気防止柵等を設置して、総合的な対策を実施してまいります。

4つ目として、土地基盤整備事業についてであります。

効率的な農業生産をするために、新治地区と月夜野地区で農道整備を継続で実施してまいります。

また、今年から水上中央の土地基盤整備事業にも着手し、懸案であります「紅葉橋」の具体化を図ってまいります。

利水事業では中島地区のため池整備、須川・新巻地区の農業用水パイプラインの設置事業を実施します。さらには仮称ですが名胡桃用水の水利権問題についても取り組んでまいります。

5つ目として、治山事業についてであります。

名胡桃城跡地の崩れ地や月夜野・水上・新治地区の山林等の危険箇所は、公共・県単事業等の治山事業で対応してまいります。

中山間地域の農林業は、団体への補助金制度から、売れる農畜産物を作る時代になり、その方向転換の中で地域と農業、農家と行政が一体となって新しい農林業の活性化を考えなければなりません。そして、現地や街道で商売できる環境を作り、併せて自治体交流を通してアンテナショップをつくり、消費者と直結した販売体制の確立が求められております。生産基盤の確立については、引き続いて、土地基盤整備事業等を活用して整備をしてまいりたいと考えております。

以上、当面する重要課題等につきまして、申し述べたわけでございますけれども、これら実現につきまして、基になるのは何と言いましても、財源であります。皆様方のご協力をいただく中でしっかりとした財政再建をしながら、これら事業に取り組んでいく決意でありますのでどうぞよろしくお願いを申し上げます。ご挨拶並びに当面する重要課題等についての報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

教育長あいさつ

臨時議長（阿部源三君） 次に、教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教 育 長（登坂義衛君） 議員各位におかれましては、新生みなかみ町最初の歴史に残る町議選において、見事に当選を果たされ、誠におめでとうございます。心からお祝い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

恐縮ですが、貴重なお時間をいただき、みなかみ町の教育経営について、教育長としての考えを申し上げ、ご理解をいただくとともに、今後のみなかみ町の教育の充実と発展のためにぜひともご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

まず、教育の内容に関して申し上げたいと思います。

教育委員会が所管する幼稚園、保育園、小中学校教育は言うまでもなく、基礎教育であります。知育・徳育・体育の各分野において、人間としての基礎的な資質・能力を培うことがその目的であります。一人一人の子供をよく理解して、子供を親身になって育成する園や学校でなければなりません。

そこで、園や学校の教育活動すべての責任が園長、校長にあることをよく認識して、教育長は、まず園長、校長との信頼関係を築き、これを基に的確かつ明確に指示を与え、指導し、時には相談にのる等、子供たちのより良き成長を願って努力する所存であります。

いかなる時代、いかなる世の中にあっても、人に心がある限り、人を教育するのは人です。そのために県教育委員会は初任者研修、5年目研修、10年目研修等を計画的に実施し、教職員の資質の向上を図っています。町においては、このことを勘案して、みなかみ町教職員研究会「三国会」、3つの町村が合併したことと、三国山に因んで三国会、を組織して、教職員の自己研修を中心に、授業研究、体育行事等を企画運営することによって、子供たちの育成に取り組むたいと考えております。

次に、「座右の銘構想」についてお話ししたいと思います。

学校は、それぞれ学校教育目標を設定していますが、それとは別に町全体として、教職員にも、子供たちにとっても、その教育活動・学習活動の指針となる「座右の銘」を掲げたいと思っております。

たまたま、元の月夜野第一中学校の校庭南端の「合流の丘」に昭和44年に月夜野第一中学校が読売科学賞で全国第一位に輝いたことを記念して、当時の校長、町の有志の方々のお骨折りで当時東大総長、文部大臣を歴任された芽誠司先生揮毫による「断たえず考える」と刻された碑があります。これを現在の月夜野中学校の校地内に移して整備し、町の小中学校共通の「座右の銘」にしたいと考えております。

次に、教育施設の管理について、考えを述べたいと思います。

まず、各学校の校舎についてであります。これを考える場合のポイントは、町長が申し上げたとおり、少子化・老朽化・耐震性・財政の4つではないかと思います。

少子化は、言うまでもなく、全国的な現象であり、今や日本社会全体の大きな課題であります。

2つ目は、校舎の老朽化であります。

これも町の学校教育にとって、大きな課題であります。それとともに耐震性の問題があります。町内13校の校舎の大半が阪神大震災の被害を精査して、設定されたいわゆる耐震基準に達していません。それは阪神大震災クラスの地震が起これば、倒壊のおそれがあるということでもあります。最後は、将来の町財政問題であります。

これら4点から考えて、校舎を中心にいかに対処すれば良いか、町全体の学校施設のあり方について、真剣に検討しなければなりません。そこで教育委員会としましては、町長の諮問を受けて、教育関係者、学識経験者、地域代表等による「みなかみ町教育施設整備計画検討委員会」を設けて、学校施設の整備計画について統合的に検討していただこうと考えています。

耐震基準を満たすために耐震補強を施すのが良いか、老朽化、少子化、そして、将来の財政をも勘案して、学校統合をも視野に入れて考える方が良いか、検討していただこうと考えています。検討の結果につきましては、答申という形で町長に提出いたします。

町議会におかれましては、将来展望を踏まえて、十分ご審議いただき適切なご指導を賜りたいと存じます。

学校教育を中心に述べましたが、生涯学習、社会教育の推進につきましても、施設整備の改善、体育協会、文化協会、婦人会、子育て連等々の任意団体の統合、あるいは町民体育祭の一本化による実施等、課題は尽きません。これらにつきましても、議員各位のご指導、ご理解をいただき、山積する課題を解決するために努力する所存でありますので、よろしくご指導をお願いいたします。

以上、初議会開会に当たっての教育長あいさつといたします。よろしくお願いいたします。

臨時議長（阿部源三君） この際、休憩いたします。１０時１５分より再開いたします。
（１０時０１分 休憩）

（１０時１５分 再開）

臨時議長（阿部源三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

開 議

臨時議長（阿部源三君） これより、本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程のとおりであります。
議事日程のとおり議事を進めます。

日程第１ 仮議席の指定

臨時議長（阿部源三君） 日程第１、仮議席の指定を行います。
仮議席の指定については議事の進行上、臨時議長より指定いたします。
仮議席は、ただ今、ご着席の議席といたします。

日程第２ 議長選挙について

臨時議長（阿部源三君） 日程第２、選挙第１号、議長選挙についてを議題といたします。
議長選挙については投票で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

臨時議長（阿部源三君） ご異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は投票により行うことに決定いたしました。
議場の出入口を閉めます。
（議場閉鎖）

臨時議長（阿部源三君） ただ今の出席議員は、２３名であります。
次に立会人を指名いたします。
立会人は、会議規則第３２条第２項の規定により、仮議席１番前田善成君及び、１１番
久保秀雄君を指名いたします。
投票用紙を配布いたします。
念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。
（投票用紙の配布）

臨時議長（阿部源三君） 投票用紙の配布漏れはございませんか。
（「なし」の声あり）

臨時議長（阿部源三君） 配布漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたさせます。
（投票箱点検）

臨時議長（阿部源三君） 異常なしと認めます。
ただ今から投票を行います。
投票用紙に氏名を記載の上、職員が点呼いたしますので順次投票をお願いいたします。
（事務局長点呼、各議員投票）

臨時議長（阿部源三君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（阿部源三君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより、開票を行います。

開票におきましては、仮議席 1 番前田善成君及び、1 1 番久保秀雄君の立会いを求めます。

（開 票）

臨時議長（阿部源三君） 議長選挙の開票結果をご報告いたします。

投票総数 2 3 票で出席議員と符合いたしております。

有効投票数 2 3 票

無効投票数 0 票

有効投票中 傳 田 創 司 君 2 1 票

穂 苅 清 一 君 2 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、6 票であります。

よって、傳田創司君が、みなかみ町議会議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

臨時議長（阿部源三君） ただ今、議長に当選されました傳田創司君が、議場におりますので、会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により告知いたします。

傳田創司君、当選の承諾及び議長就任のあいさつを登壇の上、お願いいたします。

臨時議長（阿部源三君） これをもちまして、私の臨時議長としての職務を終わらせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

議長、傳田創司君、議長席にお着き願います。

臨時議長（阿部源三君） 暫時休憩いたします。

（ 1 0 時 3 1 分 休憩）

（ 1 0 時 3 2 分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長就任あいさつ

議 長（傳田創司君） 議長就任に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

ただ今、臨時議長、最年長議員、阿部源三議員の臨時議会進行による議長選挙が行われました結果、不肖、私傳田創司が当選をさせていただきました。

ここに先輩並びに同志のご理解ある投票に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げさせていただきます。大変ありがとうございました。

顧みますれば、昨年 1 0 月 1 日、3 ヶ町村合併により新町みなかみ町が発足をし、議会是在任特例 2 年間は認められているわけですが、在任 7 ヶ月間の選択をし、増田議長を中心に 4 6 名から途中 4 4 名体制となりましたが、農村環境改善センターを仮議場として使用し、マンモス議会を正常に運営され、議会としての使命を是々非々をもって果たしてまいりました。そして、今時、合併協議会で決定をされました定数 2 3 名の選挙が実施をさ

れ、本日を迎えたところでございます。

今、私は与えられました責務とその使命の重大さを痛感し、身の引き締まる気持ちでいっぱいであります。これからは在任7ヶ月議会を大切に、また、それを基礎として、町の将来への道筋を迷うことなく継承をしながら、必ず町民により以上の幸せをもたらすことを自信を持って成し遂げる決意を表明したいと思います。

それには当局、並びに議会同志の一層のご協力が不可欠でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成の大合併は、国の方針であり、一つには国の政策の行き詰まりを解決するための改革であり、各々市町村は財政問題を柱に合併をせざるを得なかった状況であります。三位一体行財政改革、税源移譲などの内容は人口の少ない地方自治体にとっては大変深刻な問題であると考えます。このことは町民に対し、私たち議員の立場からも、もし合併をしなかった場合のことについての説明など不足していたと感じている次第でございます。

今、乗り越えなければならない幾多の問題を理解をされて、全町民の英知を絞り、奮起してこそ、住んで良かった、住み続けたいと思うこの町が完成され则认为ます。

最後に我々議会も住民に対し、今後一層の一体感を表に出して、基幹産業、観光のまちづくりに貢献をするとのお約束を申し上げ、皆様方のなお一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。議長就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

（拍手）

議長（傳田創司君） ただ今から、議事運営に当たらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

日程第3 議席の決定について

議長（傳田創司君） 日程第3、議席の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、ただ今、お座りの議席を本議席といたしますが、議長は23番といたします。

よって、21番、倉澤長男君以降の番号を順次1番ずつ繰り上げいたします。

日程第4 会議録署名議員の指名

議長（傳田創司君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条により、議長において、

1番 前田善成君

11番 久保秀雄君 を指名いたします。

日程第5 会期の決定

議長（傳田創司君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、本日1日限りとしたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

議 長（傳田創司君） 7 番原澤良輝君。

（7 番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 会期の決定なんですけれども、初議会でもあり、議案も第 69 号から第 95 号までと多いので、また、町長の挨拶も長かったので 7 日間程度の会期を要求したいと思います。

議 長（傳田創司君） ただ今、7 番原澤良輝君から、異議がありましたので起立により採決いたします。

本臨時会の会期につきましては、本日 1 日限りとすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定をいたしました。

日程第 6 副議長選挙について

議 長（傳田創司君） 日程第 6、選挙第 2 号、副議長選挙についてを議題といたします。

副議長選挙については投票で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票により行うことに決定いたしました。

議場の出入口を閉じます。

（議場閉鎖）

議 長（傳田創司君） ただ今の出席議員は、23 名であります。

次に立会人を指名いたします。立会人は、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、2 番阿部賢一君及び 12 番小野章一君を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

（投票用紙配布）

議 長（傳田創司君） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

（投票箱点検）

議 長（傳田創司君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

投票用紙に氏名を記載の上、職員が点呼いたしますので順次投票をお願いいたします。

（事務局長点呼、各議員投票）

議 長（傳田創司君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより、開票を行います。

開票におきましては、2 番阿部賢一君及び 12 番小野章一君の立会いを求めます。

(開 票)

議 長(傳田創司君) 副議長選挙の開票結果をご報告いたします。

投票総数 23 票で出席議員と符合いたしております。

有効投票数 23 票

無効投票数 0 票

有効投票中 本 多 秀 律 君 20 票

原 澤 良 輝 君 2 票

倉 澤 長 男 君 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、6 票であります。

よって、本多秀律君が、みなかみ町議会副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

議 長(傳田創司君) ただ今、副議長に当選されました本多秀律君が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

本多秀律君、当選の承諾及び副議長就任のあいさつを登壇の上、お願いいたします。

(20 番 本多秀律君登壇)

20 番(本多秀律君) ひと言、ご挨拶申し上げます。

この度、議員皆様のご支持により副議長の要職に就任させていただくことになりました。

このことは大変名誉なことであり、感激しているところでございます。同時に町村合併後の諸問題や急速に迫る少子化対策等、厳しい現実を見るとき、なお一層責任の重大であることを痛感しております。

戦後半世紀を経る中で、直面する社会構造の変化、高齢化の進行が顕著となり、地方分権の到来とともに行財政運営の充実が急務であります。旧3ヶ町村の議会運営の相違を克服し、遅滞ない円滑な議会運営を図ることが大事であると考えます。

主義主張、理念の異なる議員の共通目標は、みなかみ町の発展と住民の福祉の向上であると私は受け止めております。議員各位にお願いしたいことは、議会は言論の腑であります。だからといって、何を言っても良いというものではありません。舌は鋼ではないが人を切るとの諺がございます。お互いの人格と名誉を尊重する言論の腑であって欲しいとお願いいたします。発言においては、特に誇大に表現することも自戒せねばならないと思います。「拾のことは拾に言え」の諺のとおり発言であって欲しいと考えます。

就任の挨拶がお願いのようになってしまいましたが、議長のご指導とご助言をいただきながら、名誉ある責を汚さずにその職責を全うするよう努力いたしたいと願っている次第でございます。副議長選挙でお寄せ下さいました温かいお力をこの任期中も継続され、さらにご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任のご挨拶といたします。ありがとうございました。

(拍 手)

日程第7 発議第1号 みなかみ町議会常任委員会委員の指名選任について

議 長(傳田創司君) 日程第7、発議第1号、みなかみ町議会常任委員会委員の指名選任についてを議題といたします。

事務局より発議の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 以上、朗読のとおりであります。この常任委員会におきましては、みなかみ町議会委員会条例第2条により、議会に3常任委員会を置き、その構成は総務文教常任委員会8人、厚生常任委員会8人、産業観光常任委員会7人となっております。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、みなかみ町議会委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長より指名選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

（11時00分 休憩）

（11時48分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（傳田創司君） これより常任委員の指名を行います。

総務文教常任委員会委員に、

前田善成君、阿部賢一君、山田庄一君、穂苅清一君、高橋市郎君、河合幸雄君、根津公安君、速水一浩君、以上8人を、

次に厚生常任委員会委員に、

林喜美雄君、原澤良輝君、中村 正君、鈴木幸久君、鈴木 勲君、森下 直君、本多秀律君、阿部源三君、以上8人を、

次に、産業観光常任委員会委員に、

林 一彦君、河合生博君、島崎栄一君、久保秀雄君、小野章一君、倉澤長男君、傳田創司、以上7人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました以上の諸君を、それぞれの常任委員会に選任することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたしますので、各常任委員会を開催し、正副常任委員長の互選を行い、速やかに委員会構成を終わるよう委員会条例第10条第1項の規定により、ここに招集いたします。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

（11時50分 休憩）

（12時10分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（傳田創司君） 休憩中に各常任委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたのでご

報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に、根津公安君、同副委員長に、河合幸雄君、厚生常任委員会委員長に、中村 正君、同副委員長に、鈴木幸久君、産業観光常任委員会委員長に、久保秀雄君、同副委員長に、小野章一君、以上で報告を終わります。

ここで、各常任委員長よりあいさつをいただきたいと思います。

まず、総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） ただ今、総務文教常任委員長に拝命をいただきました根津公安でございます。

浅学子細ではございますが、夢のある町づくり、そして、みなかみ町発展のために議員各位の英知とご協力を心からお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。

議長（傳田創司君） 次に、厚生常任委員長中村正君。

（厚生常任委員長 中村 正君登壇）

厚生常任委員長（中村 正君） ただ今、厚生常任委員会におきまして、委員長に就任させていただきました中村正でございます。

厚生常任委員会は、保健福祉・環境・上下水道等、生活に密着した部分が大であります。皆様方のご協力をいただきながら、委員長を努めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたしまして、挨拶といたします。

議長（傳田創司君） 次に、産業観光常任委員長久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君） 産業観光常任委員長という大役を仰せつかりました久保秀雄と申します。よろしくお願いいたします。

産業観光常任委員会は、大変、広範囲に亘っております。まだまだ、勉強不足ですが、議員皆様方のご協力をお願い申し上げまして、一生懸命頑張っていきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

議長（傳田創司君） 以上で各常任委員長のあいさつを終了いたします。

議長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。１３時１５分より会議を再開いたします。

（１２時１５分 休憩）

（１３時１５分 再開）

議長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（傳田創司君） 議場内の温度が大分上がってまいりましたので、上着脱着は自由に願いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

日程第８ 発議第２号 みなかみ町議会運営委員会委員の指名選任について

議長（傳田創司君） 日程第８、発議第２号、みなかみ町議会運営委員会委員の指名選任についてを議題といたします。

事務局より発議の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 以上、朗読のとおりであります。みなかみ町議会委員会条例第5条第2項の規定に基づき、運営委員会委員8人のうち3人は常任委員会委員長をもって当てることになっております。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、みなかみ町議会委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長より指名選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

（13時17分 休憩）

（14時27分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長（傳田創司君） これより議会運営委員の指名を行います。

議会運営委員に、穂苅清一君、高橋市郎君、久保秀雄君、中村正君、根津公安君、速水一浩君、本多秀律君、阿部源三君、以上8人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、選任いたしました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ただ今、選任されました議会運営委員は、暫時休憩いたしますので委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を終わるよう委員会条例第10条第1項の規定によりここに招集いたします。

また、議会運営委員会の正副委員長の互選とともに、議会だより編集委員会の委員及び正副委員長の互選を行い、速やかに報告して下さい。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

議 長（傳田創司君） 会議を再開いたします。

議 長（傳田創司君） 休憩中に議会運営委員会および議会だより編集委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたのでご報告いたします。

議会運営委員長に、阿部源三君、同副委員長に、高橋市郎君、議会だより編集委員長に、河合幸雄君、同副委員長に、森下直君、以上で報告を終わります。

ここで、各常任委員長より、あいさつをいただきたいと思います。

まず、議会運営委員長阿部源三君。

（議会運営委員長 阿部源三君登壇）

議会運営委員長（阿部源三君） ただ今、別室におきまして、議会運営委員会を開催し、皆様のご推薦をいただきました阿部源三でございます。

見るとおりの老骨でございます。一生懸命、全ての力を傾注して頑張っている覚悟でございます。何卒、よろしくご指導の程お願いします。以上です。

議長（傳田創司君） 次に、議会だより編集委員長河合幸雄君。

（議会だより編集委員長 河合幸雄君登壇）

議会だより編集委員長（河合幸雄君） 議会だより編集委員長を拝命いたしました河合幸雄でございます。よろしくお願い申し上げます。

議会内容の報告でありますので、広く町民の皆様に分かりやすく、読みやすく、考え発行之していきたいと思っておりますので、議会の皆様のご協力をお願い申し上げます。

よろしくお願いします。

議長（傳田創司君） 以上で各委員長のあいさつを終了いたします。

日程第9 発議第3号 みなかみ町議会行財政改革特別委員会の設置について

議長（傳田創司君） 日程第9、発議第3号、みなかみ町議会行財政改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局より発議の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（傳田創司君） 本案については、現在、地方分権一括法が施行され、地方自治体の執行機関の自己決定権が拡大し、その権限は大きなものとなっております。

議会としても分権時代に適合した議会へと改革を推進することが、緊急の課題となっているところであります。

地方自治法の改正を含め、地方議会の自主性・自立性・議会制度の見直しをはじめ、議会として効率的な運営改革を検討して行くべきことと考え、本委員会での検討結果が、今後の議会運営に活かされ、開かれた活気ある議会となることを期待して、行財政改革特別委員会として設置したいものであります。

お諮りいたします。

本案については、8人の委員で構成する行財政改革特別委員会を設置し、これに付託の上、調査・審議することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号、みなかみ町議会行財政改革特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

議長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

議長（傳田創司君） 会議を再開いたします。

日程第10 発議第4号 みなかみ町議会行財政改革特別委員会委員の指名選任について

議長（傳田創司君） 日程第10、発議第4号、みなかみ町議会特別委員会委員の指名選任についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 行財政改革特別委員会委員の選任については、先程、休憩中に全員協議会及び行財政改革特別委員会を開き、協議済みであります。

よって、これより行財政改革特別委員の指名を行います。

行財政改革特別委員に、

河合生博君、林喜美雄君、久保秀雄君、小野章一君、中村正君、根津公安君、

速水一浩君、本多秀律君、以上8人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、選任いたしました、以上の諸君を行財政改革特別委員に選任することに決定いたしました。

次に、行財政改革特別委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

議 長（傳田創司君） 会議を再開いたします。

本件につきましても、先程、休憩中に行財政改革特別委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われ、選任済みでありますのでご報告いたします。

行財政改革特別委員長に速水一浩君、同副委員長に本多秀律君、
以上で報告を終わります。

ここで行財政改革特別委員長より、挨拶をいただきたいと思います。

行財政改革特別委員長、速水一浩君。

（行財政改革特別委員長 速水一浩君登壇）

行財政改革特別委員長（速水一浩君） 先程、別室において、行財政改革特別委員会を開催し、委員長を拝命いたしました速水一浩でございます。

町では、1月に行財政改革調査会を立ち上げ、4月2日に第一次答申、税の滞納と公共料金の未納についてという形の中で答申が出ております。

議会といたしましても、より身近な町民を代表する議会議員として、やはり観点の違う行財政改革特別委員会を設置して、ぜひ、ある意味では町と両輪で、ある意味では町と対するような形がでるかもしれませんけれども、一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

ぜひ、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議 長（傳田創司君） 以上で委員長の挨拶を終了いたします。

日程第11 選挙第3号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙について

議 長（傳田創司君） 日程第10、選挙第3号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙につきましては、組合が議会と同じ形式をもって運営されており、組合規約第5条により、みなかみ町では、2人の議員を選出することになっております。

そのうち1人は、組合規約第6条第1項により、議長を当てることになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

議 長（傳田創司君） 会議を再開いたします。

議 長（傳田創司君） 利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員に本多秀律君を指名いたします。

ただ今、指名しました本多秀律君を当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名しました本多秀律君が当選されました。

当選されました本多秀律君が、ただ今議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員に当選されたことを告知いたします。

日程第12 議案第69号 みなかみ町監査委員の選任について

議 長（傳田創司君） 日程第12、議案第69号、みなかみ町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、19番速水一浩君の除斥を求めます。

（19番 速水一浩君除斥）

議 長（傳田創司君） 事務局より議案の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了いたしましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第69号、みなかみ町監査委員の選任について、提案理由の説明を申

し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員2名の内、1名は議会議員から選任することになっております。

この度の議会改選に伴い、新たに速水一浩議員を選任いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

ご承知のように、速水議員は、平成11年4月に旧水上町議会議員に初当選され、この度は3期目を迎えております。人格識見共に優れており、監査委員として適任であります。よろしくご審議の上、ご同意下さいますようお願い申し上げて提案理由の説明といたします。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第69号の質疑を終結いたします。

これより議案第69号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 初議会なり、全員協議会の会場で一部については、議会の推薦というふうなようにお聞きをしております。私については、そのような推薦をしたとか、そういう相談もしていないので反対をいたします。

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第69号の討論を終結いたします。

議案第69号、みなかみ町監査委員の選任についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり同意されました。

19番速水一浩君の除斥を解きます。

（19番 速水一浩君入場、着席）

日程第13 承認第2号 平成18年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）の専決処分報告について

議 長（傳田創司君） 日程第13、承認第2号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 平成18年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

3月21日、午後12時50分頃、下牧町営住宅矢瀬団地3号棟、202号室から子供の火遊びにより出火し、鉄筋コンクリート造4階建の建物が被災いたしました。被害状況は、火元である202号室が全焼、隣接する9戸が消火作業による水害と煙害により被災いたしました。

幸いにも、人的被害はなく被害が最小限にとどめられましたが、被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。

復旧費用につきましては、被災者の早期再入居を図るために、設計管理費200万円、工事請負費2,300万円の合計2,500万円を専決処分させていただき、復旧工事に取り組んでおり、5月末日までに工事が完了する予定です。

なお、歳入につきましては、火災保険と基金繰入金で手当をさせていただきましたが、ほぼ火災保険で賄える見込みであります。

次に、老人福祉センター費の共済費及び臨時職員の賃金の補正であります。当初予算では、職員による直営方式で運営することで調整をまいりましたが、5月中旬まで利用予約が入っていたことと、その後の管理運営を民間委託方式とすることで、補正が生じました。

以上、専決処分の説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、穂苅清一君。

（8番 穂苅清一君登壇）

8 番（穂苅清一君） 今、説明がありましたが、町長提案についての質疑に入る前にですね、一つ町長にお聞きしたいと思います。大いに関係があることなんですが、実は、本会議は合併後初めてのいわゆる討論を含む大切な会議であるわけですが、残念ながら、本日はですね、こういう膨大な資料が配られたわけです。これを我々議員、私はもちろん新人議員でございますけれども、8人の議員、新人がおりますし、経歴のある人もいるわけですが、これらのことをですね、1日でもって討議したりして、あるいは私どもが議員の立場でもって、検討し質問するということはまず、普通不可能ではないかというふうに思うわけです。そういう点で、他の町村でもかなり改善されて、事前に配布されることが多くはなっているんですが、今回なぜ当日配布になってしまったのか、その理由をお聞きしたいのと、今後、やはり事前にせめて3日くらい前にですね、議員に届くような形で持って配布できないものかどうか、それをまず、お聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

議 長（傳田創司君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案の配布等につきましては、本日までの議会の協議のもとで執り行われてきておりますのは、議会運営委員会を通った議案について、議会運営委員会で扱いが決定したのに対して、事前に配布をするということになっております。

しかし、今回の場合は、初議会でありまして、議会運営委員会等が設置をされていなかったということですので、たまたま、本日ご審議いただきます議案等につきましては、急を

要する議案でありますので、また、議会運営委員会等も設置されていなかった等の関係から、本日まで審議をお願いをいたした次第という、このようなことでございます。

本日、議会運営委員会が設置されましたので、次回以降は議会運営委員会で審議した議案を事前に配布をして、そして、議会開会にあたるということになりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 8 番穂苅清一君。

（8 番 穂苅清一君登壇）

8 番（穂苅清一君） 今後、このいうことのないような形で、日程等の調整もですね、していただきたいというふうに思うわけです。それで、今の補正に関するのですが、そういう関係からして、私ももちろん現地は行っておりませんし、専決処分でそれなりの措置で正しく処理されているというふうに私も思うんですが、やはりもう少し、待てなかったものか、この今の時期に、この専決処分の書類が出るっていうのがね、例えば、6 月の議会まで待てなかったのかどうか、その点をお伺いして、私はその後についての不承知ということはありませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長（傳田創司君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第 2 号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、承認第 2 号に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第 2 号の討論を終結いたします。

承認第 2 号、平成 18 年度みなかみ町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第 2 号、平成 18 年度みなかみ町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

日程第 14 承認第 3 号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

承認第 4 号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議 長（傳田創司君） 日程第 14、承認第 3 号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてから、承認第 4 号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてまでは関連する議題でありますので、以上 2 件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） まず、承認第3号についてご説明申し上げます。

この度の改正は、地方税法の一部が改正され、平成18年3月31日公布、4月1日施行されたことに伴い、関連する町税条例の一部を改正するために専決処分をしたところがあります。

住民税関係の主な改正内容といたしましては、生活保護基準額が変更されたことにより、個人住民税の均等割及び所得割の非課税限度額が引き下げられたことに伴い、均等割判定の加算額が現行17万6千円から16万8千円に、所得割判定の加算額が現行35万円から32万円に引き下げとなる改正であります。

次に租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律が創設され、我が国の居住者等が条約相手国との間で課税上の取扱いが異なる事業体を通じて、配当等の支払を受ける場合において、所得税と住民税との配分等に関する規定を整備するものであります。

次に固定資産税関係の主な改正内容といたしましては、住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置が創設され、平成18年度から平成27年度までの間に耐震改修された家屋に係る固定資産税額の2分の1を減額する制度であります。面積は1戸当たり120㎡相当分までと、工事費30万円以上のものが減額対象となります。

次に宅地等に係る固定資産税の負担調整措置において、平成17年度までの負担水準の区分、負担調整率が改正され、平成18年度から20年度までの税負担の調整措置については、前年度課税標準額に当該年度評価額の5%を加算したものを当該年度課税標準額とし、算出した宅地等調整固定資産税額を当該年度評価額から算出する税額を超える場合には、宅地等調整固定資産税額を当該年度の税額とすることに伴う措置であり、負担水準が高い土地については、これまでの制度を継続する一方、負担水準が低い土地については制度を簡素なものとしながら、負担水準の均衡化を促進する措置を講じております。

また、農地に係る固定資産税の負担調整措置については、平成17年度までと同様の措置を継続するものであります。

次に承認第4号について申し上げます。承認第4号は、都市計画税条例の改正内容であります。固定資産税関係の改正と同じ内容のものであり、改正する部分の規定の整備並びに字句の整理を行うものであります。

以上が主な改正の概要であります。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより承認第3号から承認第4号まで一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） まず、議案の方の提出の件なのですが、ちょっとややっこしい法律なので、このようなケースの場合、新旧対照表を添付していただきたいと思います。

地方税法の改正に伴うものだというふうな理由なんですけれども、固定資産税の負担調整で課税が強化されるというふうに感じているんですけれども、この改正で町としては増税になるのか、減税になるのか、また、どのくらいを予定しているのか、教えていただきたいと思います。

議 長（傳田創司君） 税務課長。

（税務課長 林 文博君登壇）

税務課長（林 文博君） お答えいたします。新旧対象表につきましては、今後、条例改正と一緒に提出していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それから、改正内容で若干の増税というんですか、負担調整が本則課税に近づけるために５％ずつ上がりますので、以前、改正前が０．２５、２．５％くらいの上昇率だったものですから、低いところについては若干の伸びが出てくると思います。

議 長（傳田創司君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第３号、承認第４号の質疑を終結いたします。

これより承認第３号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第３号の討論を終結いたします。

承認第３号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第３号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

これより承認第４号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第４号の討論を終結いたします。

承認第４号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第４号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

日程第１５ 承認第５号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議 長（傳田創司君） 日程第１５、承認第５号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 承認第5号についてご説明申し上げます。

この度の改正は、地方税法の一部が改正され、平成18年3月31日公布、4月1日に施行されたことに伴う国民健康保険税条例に関する部分の改正の専決処分であります。

主な改正内容につきましては、公的年金等控除額の見直し等に伴う、国民健康保険税の算定方法の改正であります。65歳以上の公的年金控除額が、20万円減額されたことに伴い公的年金特別控除額を創設し、緩和措置として平成18年度分で13万円、19年度分で7万円の特別控除を行うものであります。

また、介護納付金の所得割額、資産割額及び均等割額、世帯割額の合算額の限度額が8万円から、9万円に改正されたものであります。

以上が主な改正概要であります。よろしくご審議の上ご承認下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 介護保険の方も、上がると思うんですけども、8～9万円に最高限度額が上がって、これの町内の対象者は何人くらいなのかということと、それが全世帯にしたらどのくらいの影響を与えるのかということをお聞きしたいと思うんですけども。

議 長（傳田創司君） 税務課長。

（税務課長 林 文博君登壇）

税務課長（林 文博君） お答えいたします。8～9万円に増額になったということなんですけれども、平成18年度の住民税の確定が6月の中旬になります。それを見ないとどの程度が対象者になるかということが試算できませんのでお答えできません。以上です。

議 長（傳田創司君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第5号の質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

まず、承認第5号に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第5号の討論を終結いたします。

承認第5号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

- 日程第16 議案第70号 みなかみ町ヘリポート条例の一部を改正する条例について
 議案第71号 みなかみ町保健福祉センター条例の一部を改正する条例について
 議案第72号 みなかみ町高齢者生きがいセンター条例の一部を改正する条例について
 議案第73号 みなかみ町高齢者婦人センター条例の一部を改正する条例について
 議案第74号 みなかみ町高齢者会館条例の一部を改正する条例について
 議案第75号 利根西部福祉作業所条例の一部を改正する条例について
 議案第76号 みなかみ町保健センター条例の一部を改正する条例について
 議案第77号 みなかみ町公衆浴場条例の一部を改正する条例について
 議案第78号 みなかみ町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について
 議案第79号 みなかみ町生活改善センター条例の一部を改正する条例について
 議案第80号 みなかみ町農村交流公園条例の一部を改正する条例について
 議案第81号 みなかみ町真沢ファーム交流施設条例の一部を改正する条例について
 議案第82号 みなかみ町産地形成促進施設条例の一部を改正する条例について
 議案第83号 みなかみ町多目的集会施設条例の一部を改正する条例について
 議案第84号 みなかみ町農業者等健康増進施設条例の一部を改正する条例について
 議案第85号 みなかみ町特用林産物加工施設条例の一部を改正する条例について
 議案第86号 みなかみ町フルーツ公園条例の一部を改正する条例について
 議案第87号 みなかみ町手づくり郷土の香りの家条例の一部を改正する条例について
 議案第88号 みなかみ町水紀行館条例の一部を改正する条例について
 議案第89号 みなかみ町畜産基盤再編総合整備事業活性化施設条例の一部を改正する条例について
 議案第90号 みなかみ町農林漁業体験実習館条例の一部を改正する条例について
 議案第91号 みなかみ町農産物加工施設条例の一部を改正する条例について
 議案第92号 みなかみ町資源リサイクルセンター条例の一部を改正する条例について
 議案第93号 みなかみ町集落水辺環境施設恋越公園条例の一部を改正する条例について
 議案第94号 みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例について
 議案第95号 みなかみ町歴史民俗資料館等条例の一部を改正する条例について

議長（傳田創司君） 日程第16、議案第70号、みなかみ町ヘリポート条例の一部を改正する条例についてから、議案第95号、みなかみ町歴史民俗資料館等条例の一部を改正する条例についてまでは関連する議題でありますので、以上26件を一括議題といたします。

7 番 (原澤良輝君) 議長。

議 長 (傳田創司君) 7 番原澤良輝君。

(7 番 原澤良輝君登壇)

7 番 (原澤良輝君) 一括討論ということではなくて、議案ごとに一つ一つお願いしたいんですけれども。

議 長 (傳田創司君) 7 番原澤良輝君より一括議題に対する異議がありましたので、起立により採決いたします。。

議案第 70 号から、議案第 95 号までを一括議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第 70 号から、議案第 95 号までは一括議題とすることに決定いたしました。

それでは事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

(事務局長朗読)

議 長 (傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長 (鈴木和雄君) お許しを頂きましたので、議案第 70 号、みなかみ町ヘリポート条例の一部を改正する条例についてから、議案第 95 号、みなかみ町歴史民俗資料館等条例の一部を改正する条例についてまで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、地方自治法の改正に伴い指定管理者制度が新たに設けられ、この制度に則して条例改正を行うものであります。

公の施設の管理につきましては、今までは設置者である自治体が直接管理するか、あるいは公の団体や自治体が 2 分の 1 以上出資した法人等に管理を委託することができましたが、本年 9 月 2 日からは、自治体が直接管理するか、管理者を指定して管理することになります。

このため、従来それぞれの条例に規定しておりました「ただし必要な場合は委託をすることができる」とした、ただし書きの部分を削除する必要があります。

本臨時議会に提案させていただきました議案のうち、施設の管理を町が直接管理するため、ただし書きの部分について削除する条例改正は、議案第 70 号から議案第 76 号まで及び議案第 79 号、議案第 83 号から議案第 84 号まで並びに議案第 92 号、議案第 94 号から議案第 95 号までの 13 議案についてであります。

また、管理者を指定し管理する施設につきましては、指定することができる規定や指定管理者が行う業務の範囲等について条例改正させていただくものであり、その議案番号及び対象となる施設についてご説明申し上げます。

議案第 77 号は、猿ヶ京温泉にある「いこいの湯」であります。議案第 78 号は、月夜野地区及び新治地区にあります「農村環境改善センター」であります。議案第 80 号は、入須川にあります「奥平温泉遊神館」であります。議案第 81 号は、真沢にあります「真沢の森」であります。議案第 82 号は、矢瀬親水公園にあります「月夜野は一べすと」であります。議案第 85 号は、藤原平出地区にあります「山菜等加工施設」であります。

議案第 86 号は、新巻にあります「フルーツ公園」であります。

議案第87号は、たくみの里にあります「手作り郷土・香の家」であります。議案第88号は、湯原にあります「水紀行館」であります。議案第89号は、たくみの里にあります「ヨーグルト工房」であります。議案第90号は、たくみの里にあります「総合案内所・豊楽館」であります。議案第91号は、たくみの里にあります「農産物加工施設」であります。

最後になりましたが議案第93号は、恋越にあります「恋越公園」であります。

以上13議案につきましては、管理者を指定し管理していく施設として改正を行うものであります。

なお、議案第77号、みなかみ町公衆浴場条例の一部を改正する条例につきましては、布施にある公衆浴場として位置付けておりました「漣温泉・のぞみの湯」の老朽化が進み、積雪時の安全も確保できない状況であり、公衆浴場としては廃止すべく地元と協議をしてきました。ところが、布施区が群馬県から補助金を受け地域のコミュニティ施設として改修を行いました、公衆浴場としては廃止をいたしたく併せて条例改正をさせて頂くものであります。なお、漣温泉は本来福祉目的に活用すべく寄付されたものであり、財政状況を見極めつつ、健康と福祉の湯として温泉施設を整備してまいりたいと考えております。

以上申し上げて提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、この際休憩いたします。

15時25分より会議を再開いたします。

（15時16分 休憩）

（15時27分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長（傳田創司君） これより議案第70号から議案第95号まで一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 指定管理者制度に基づくものだというふうにお聞きしたんですけれども、指定管理者制度について、もう少し分かりやすく説明をしていただきたいということと、先程、町の直営というふうなことでいくつか言っていたいたんですが、ちょっと早すぎて確認が出来なかったのもう一度直営になるのと指定管理者制度になるというのをもう一度お願いしたいことです。あと、指定管理者制度に移った場合、今まで公の施設というふうなことだったものですから、個人情報だとかそういう問題については心配なかったんですけれども、民間に行った場合は心配だというのがあるのでお願いします。

議 長（傳田創司君） 地域振興課長。

（地域振興課長 林 昭君登壇）

地域振興課長（林 昭君） ただ今のご質問にお答えいたします。

最初に直営で今回考えている施設ということでありますけれども、13の条例がありまして、施設数はそのうち48施設あるという状況でございます。まず、議案第70号から議案第76号まで、これすべて直営ということであります。それから、議案第79号、議

案第83号、議案第84号、並びに議案第92号、議案第94号、議案第95号まででございます。これらが直営という形ですのために但し書きを取る必要があるということでございます。それで先程、指定管理者制度の内容でございますけれども、地方自治法244条が改正になりまして、今まで公の施設の管理は地方自治体、設置者でありますところが行うというのが当たり前でございまして、但し必要があると認めるときは公の団体、行政区ですとか、そういった団体等には管理を任せることが出来ると、また、その自治体が2分の1以上出資した法人等、第3セクターとかいった法人です、2分の1以上出資した法人ですとか、4分の1以上出資しているんだけれども、役員等が町の方から出向していて、非常に関係が濃いというような団体には委託をさせることが出来るということになっておりました。これを今回の改正は、民間もそういったことが出来るのではないかというような形の中で、委託ではなくて、指定管理者制度という形の中で民間に指定して、管理をさせることが出来るということでございます。委託の場合は契約行為、指定管理者制度の場合は行政処分という形で町の方で選定をしまして、議会にお諮りをしまして、認めていただくとその団体に管理を行わせることができるというものでございます。以上です。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

- 7番（原澤良輝君） 個人情報関係の問題というのと、今質問したんですけれども、そのちょっと心配があるという質問をしたんですけれども、その問題と、指定管理者については毎年事業報告を求めるんですけれども、議会には報告がないというふうな問題があると思いますし、それから税務関連の監査は出来るのだけれども、業務の監査もできないということで、ちょっと何て言うか、成り行き任せというか、経営を上手くつかめないんじゃないかという心配がされるんですけれども、その辺お願いします。

議長（傳田創司君） 地域振興課長。

（地域振興課長 林 昭君登壇）

地域振興課長（林 昭君） 指定管理者制度を選定をいたしますと、議会にかけて報告するわけなんですけれども、その後、指定管理者とは協定を結んでですね、管理をお願いするという中で、個人情報の保護とか、そういったことをもちろん盛り込んだ中でですね、扱い等が漏れることのないようなかたちの中で契約をして行っていくというやり方になります。それから、経営状況の報告ですけれども、公の施設の方は、経営状況といいますか、その予算ですとか、そういったものは予算決算の方で説明は出来ると思うんですけれども、受ける方の会社がですね、第3セクターみたいに2分の1以上出資している会社でしたら、当然議会に経営状況の報告がありますけれども、そうでないものはないというような状況になろうと思います。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

- 7番（原澤良輝君） 一括して、説明されちゃったもので、何件かの条例の中で運営委員会等が廃止されているという条項があったと思うんですけれども、指定管理者をするにあたりですね、一応今、雇用をされている方が多いというふうなことで一律に公開公募みたいなことをすると、町内の雇用が失いかねないという心配もありますんで、その施設についてはですね、利用者なり受益者みたいなのを指定管理者に育てるみたいな方法を取ったら、といいますか、そういう方法もあるかと思うんですけれども、その辺のお考えがあるのかどうかということをお願いします。

議長（傳田創司君） 地域振興課長。

（地域振興課長 林 昭君登壇）

地域振興課長（林 昭君） 指定管理者の指定をするために、今まで施設の運営について、運営委員会を設置している施設なんですけれども、みなかみ町老人福祉センターはじめ7つくらい運営委員会を設置しているのがございます。その中で今回指定管理者にしたいというかたちで、みなかみ町農村交流公園、また、みなかみ町真沢ファーム交流施設、みなかみ町産地形成促進施設、この3つにつきましては、運営委員会の方でというよりも指定管理者に指定するということは、民間のノウハウを活かすと、それで使用される方、利用者の利便が向上する、サービスが上がる、尚かつコストが下がるという、これを民間のノウハウを活かすんだというかたちの中で行っていく上において、運営委員会の方であれこれ注文をつけるということではなくて、そういった点では指定管理者にその辺の所を事業計画ですとか、そういったものを提出していただく中で、選定をさせていただいてですね、その経営は決めていくというかたちになりますので、運営委員会については今回削除をしているということでございます。

それから、指定管理者の指定についてですが、今回町の方では、180施設があります。そのうち教育施設が18施設でございますので、今のところ167の施設ですか、があるわけなんですけれども、これのうち、現在、指定管理者を予定をして考えている施設が、47施設でございます、残りは直営でやっていきたいというふうに考えております。

それから、また、現在の管理運営している施設でありますけれども、多くの施設がですね、町が設立しました第3セクターが非常に関わっておりましてですね、また、社会福祉協議会等が今、委託を受けてやっているというようなことでございます。こういった団体におきましては、町内の雇用がほとんどであるというようなこともございまして、これを急激にですね、競争で町外の会社と競わせるというようなことではなくて、こういった会社を特定団体として、1年乃至1年半くらいは、そういった所に指定をしていきたいという考えでおります。これは今後、選定委員会の中でその辺の所を選定をしましてですね、決まったところで議会の方にお諮りしていくというかたちになろうかと思っておりますけれども、そんな形です。よろしくお願いします。

議長（傳田創司君） ほかにありませんか。

8番穂苅清一君。

（8番 穂苅清一君登壇）

8番（穂苅清一君） 先程もちょっと触れましたけれども、これだけの量の指定管理者制度に関わる事案を一括でもって提案されて早々と切り上げられてしまうと、やはり議会としても非常に困るんじゃないかなという感じもします。それで現実問題、私もこの総てのこの施設ですね、直営等あるいは指定に関わるものと言われましたけれども、総ての所を見て知っているわけではもちろんありませんが、そこら辺は勉強不足で申し訳ありませんが、そういう点で管理者になりうる団体あるいは法人なりの中身なりそういった運営の先程ノウハウといういうことで出ましたけれども、そういう点での何も資料がないわけですね、財務内容についてもありません。ですから、そういう中でのただ丸投げでもってそのままやってしまうっていうようなやり方は、いかがなものかなっていうふうな感じはしています。それで指定管理者制度、そのものは総ていけないというものではないんであって、必要に応じてはそういうふうなせざるを得ない道もあろうかと思っております。

ただ、確認しておきたいんですけれども、先程毎に触れて説明もありましたけれども、

法改正によってですね、自治法も改正もあったりして、こういうものが導入されて、遅くも9月までには全部、各町村においては整えなくてはならない、そういった状況下にあるわけですが、疎かにしてはいけない点が地上自治法の中に明記されてるんですね。先程、課長が地方自治法の244条の改正に伴ってこういうことになったってことで言われましたけども、その244条の1にですね、非常に大事な点が書かれておりますので町長にこの点を確認したいと思うんです。地方自治法の244の1ですけれども、普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設を設けるものですよということになっておりまして、当然のことながら、指定管理者に委託したからと言って、総て責任はないとかどうのこうのっていうことでもないし、同じように公的な施設として、存在するわけであくまでも今、述べたような244条の1の住民の福祉を増進する目的、単なるいわゆる営利を目的とするだけのそういうことだけに集中はしていないわけなんで、そういう利用のために供するんだってことをやはり確認しておきたいと思いたうんです。その点で一括ですから、いくつかについて触れたいと思いたうんですが、町長にまずその点についてご確認をお願いしたいと思いたうんですけれども、よろしくお願いします。

議 長（傳田創司君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 基本的にですね、住民の福祉の向上のために行政そのものはあるわけでありまして、そのためにまた、我々自身努力を日々いたしているわけでありまして。今回の関係につきましても、一つの期限の問題点等ありましてですね、今回こういうことで一括しお願いせざるを得ないような状況にあるんですけれども、先程担当課長の方からもお話しございましたように選定委員会等開いて、そして、それを受ける方が決まった場合等については、その企業の資産状況等も十分に調べて議会に提出をして、ご審議を願って決定するという一つの手順でいくわけでございますから、今回の条例改正そのものについては、これからもまだ、2段、3段がありますので、その時点で一つ議会におきましては十分にチェックをしてもらえたらなとこのように思う次第であります。

議 長（傳田創司君） 8番穂苅清一君。

（8番 穂苅清一君登壇）

8 番（穂苅清一君） ありがとうございます。そういう方向であればですね、先程最後に言われましたように、2段、3段があるということで、ここで改正したからもう終わりってことじゃないと思いたうんです。次の段階でやっぱり公募の問題なり、あるいは選定の問題なり、法令にないことであっても条例で細かくですね、しばらくって言うては変ですけども、一定の規制があってもしかるべきではないかというふうなことを感じるわけです。というのは受けた団体の透明性の問題とか、先程プライバシーの問題も出ましたけれども、そういうふうな問題全般にわたってですね、やはり検討した上で、手続き条例が必要であればまた改正するとか、そういうふうな方向で努力をしてお願いしたいなと思いたうわけです。それともう1点ですね、この中でいろいろと私関心を持ったのは2～3あるんですが、全部言うわけにいきませんのであれですけれども、議案第73号のみなかみ町高齢者婦人センター条例の一部を改正する条例がありますね、これはまあ直営ということで先程説明があったわけですが、まあご存知のように「こぶしの里」高齢者婦人センターだと思いたうんですが、これについては今現在、昨日以降が休止になっておりますね、私、実は行って見たんですけれども、送迎バスも2日で終わりになっておりますし、7日で一応終わ

りになって、8日は別の団体の方が利用されていたと、そういうふうな結果になって、あそこはご存知のように平成12年頃ですね、町が3億円以上のお金を出しながら、作った施設でありますけれども、そういう施設が今まで非常に有効な利用も果たされていて、多くの人たちの楽しみの場にもなっていたと思うんです。スキー場の方からも、お客さんがあそこに行って来たということで非常に立派な施設であるというふうに私も思っていたんですが、それが今回、休止というような形で非常にまあ残念に思うわけなんです。その点は別としてもですね、ここで今出ている一部改正で直営という方法についてはその中でそういうふうに4月以降いろいろ問題が出まして、休止になっているこの施設をどうこの直営の中でやっていこうとするのか、関連がありますのでお答え願えればと思うんですけれども、よろしくお願いします。

議 長（傳田創司君） 地域振興課長。

（地域振興課長 林 昭君登壇）

地域振興課長（林 昭君） まず、直営と指定管理者制度といろいろあるんですけれども、直営施設におきましては、委託と指定管理者制度の大きな違いなんですけれども、施設そのものを全部お願いをしますという、そういう委託は出来ませんということなんです。直営をしても、この分野はこの団体に委託をします、施設全体、そのものは直営ですと、但しこの分野は、例えば清掃はこの会社をお願いをするとか、こういう違う事業は違う会社をお願いをするという委託、これは今もしておりますが、今度は直営にしていけるという話なんです。公の施設そのものの全部を一つの団体をお願いしますと、清掃からその料金収入から何から全部お願いしますというのは、これは委託ではなくて、指定管理者制度にしないというのが今回の改正でございます。ですから、直営でも運営的には今までどおりのように全部をそこをお願いをしていなければ、委託は出来るという可能性は当然あるということです。なお、当該する施設の内容については担当課長の方からお願いしたいと思っておりますけれども、以上です。

議 長（傳田創司君） 保健福祉課長。

（保健福祉課長 原澤和己君登壇）

保健福祉課長（原澤和己君） お答えいたします。水上の高齢者婦人センターですが、現在社会福祉協議会に委託をしており、休止という話ですが、全館休止ではなくてお風呂に関する部分をいろいろな事務の見直しをする中で休止をさせていただくということでございます。

議 長（傳田創司君） 8番穂苅清一君。

（8番 穂苅清一君登壇）

8 番（穂苅清一君） それ以降については、全くあれですか、代替えって言うては変ですけども、今日配られた資料の中にですね、湯テルメやみなかみ町の5つの温泉施設についてのいわゆる無料券ですか、それが見本として出されておりますけれども、そういうものが、あの施設が今までの施設と代わりの役割を果たせるかどうかというのがね、やっぱり一番ネックになってると思うんです。というのは今までのお年寄りの人たちがやはり送迎されて1週間にいくらかあっても送迎バスが利用されていて、それで送り迎えが出来て、それでももちろんお風呂も入れるし、そこでのついでに買い物もできるっていうようなそういう利便性があったわけなんですけれども、そういうものが今度の温泉センターを利用するにしても、やはり制限されてしまうし、遠くまでなかなか行けないっていう問題も出てくるかと思うんですね。だから、今回の新しい措置は措置として評価できるわけなんですけれども、

あそこのまだ、古くなっていない新しい施設を何とか再開できないかどうかという問題は今の今の委託の関係とも絡みがあるので敢えてお聞きをするわけです。よろしくお願いします。

議 長（傳田創司君） 保健福祉課長。

（保健福祉課長 原澤和己君登壇）

保健福祉課長（原澤和己君） 水上の高齢者婦人センターの関係ですが、そこについては現在社会福祉協議会と協議を進めているところです。温泉につきましては、休止という形を取っております。これも今、売店等も直売所等もありますので、これらについても今社会福祉協議会の方と協議をしているところであります。今回介護保険制度の制度改正もありましたので介護予防なり、そういう幅の広い活用を図っていくよう社会福祉協議会と協議をしているところです。温泉の関係ですが、先程町長の開会あいさつにもありましたとおり、現在無料の入浴券、これは77歳以上の方、3,274名の方を対象に配布してございます。また、世帯の無料入浴券、これは8,377世帯ですが配布を15日の区長回りで配布をする予定でございます。町は、温泉が豊富なところですので、こういうところをですね、大いに活用していただいて、沸かし湯等でございます町の老人福祉センターでありますとか、高齢者婦人センター等を含めて、今後温泉についてはそういう公共施設をですね、有効活用して、いろいろの有効利用をしていただきたいと思いますと考えてございます。

議 長（傳田創司君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第70号から議案第95号までの質疑を終結いたします。

これより議案第70号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 議案第70号について、賛成討論します。

一応、直営ということで、賛成いたします。先程、町長のあいさつ等、興味深く聞かせていただきました。某候補が100億円の半額とかっていう話をされたらしいんですけども、長らく某村長をやられた方が財政非常事態宣言というのをされたというふうに聞いてます。まああのそういうことのないようにですね、このヘリポートについては寺間というところにあるんだと思いますけれども、運営をしていただければ有り難いというふうに思います。

議 長（傳田創司君） 次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第70号の討論を終結いたします。

議案第70号、みなかみ町ヘリポート条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号、みなかみ町ヘリポート条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第71号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第71号の討論を終結いたします。

議案第71号、みなかみ町保健福祉センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号、みなかみ町保健福祉センター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第72号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第72号の討論を終結いたします。

議案第72号、みなかみ町高齢者生きがいセンター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号、みなかみ町高齢者生きがいセンター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第73号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第73号の討論を終結いたします。

議案第73号、みなかみ町高齢者婦人センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号、みなかみ町高齢者婦人センター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第74号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第74号の討論を終結いたします。

議案第74号、みなかみ町高齢者会館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号、みなかみ町高齢者会館条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第75号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第75号の討論を終結いたします。

議案第75号、利根西部福祉作業所条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号、利根西部福祉作業所条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第76号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第76号の討論を終結いたします。

議案第76号、みなかみ町保健センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号、みなかみ町保健センター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第77号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 議案第77号、みなかみ町公衆浴場条例の一部を改正する法案について、反対をしたいと思います。

議案審議の時間が少なく、採決即決するという判断ができかねますので反対をいたします。

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第77号の討論を終結いたします。

議案第77号、みなかみ町公衆浴場条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第77号、みなかみ町公衆浴場条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第78号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第78号の討論を終結いたします。

議案第78号、みなかみ町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号、みなかみ町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第79号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第79号の討論を終結いたします。

議案第79号、みなかみ町生活改善センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号、みなかみ町生活改善センター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第80号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7 番原澤良輝君。

（7 番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 議案第80号、みなかみ町農村交流公園条例の一部を改正する条例について反対いたします。指定管理者制度に移った場合の採算の問題がはっきりとできないので反対いたします。

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第80号の討論を終結いたします。

議案第80号、みなかみ町農村交流公園条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第80号、みなかみ町農村交流公園条例の一部を改正する条例については、可決されました。

これより議案第81号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第81号の討論を終結いたします。

議案第81号、みなかみ町真沢ファーム交流施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号、みなかみ町真沢ファーム交流施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第82号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第82号の討論を終結いたします。

議案第82号、みなかみ町産地形成促進施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号、みなかみ町産地形成促進施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第83号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第83号の討論を終結いたします。

議案第83号、みなかみ町多目的集会施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号、みなかみ町多目的集会施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第84号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第84号の討論を終結いたします。

議案第84号、みなかみ町農業者等健康増進施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号、みなかみ町農業者等健康増進施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第85号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第85号の討論を終結いたします。

議案第85号、みなかみ町特用林産物加工施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号、みなかみ町特用林産物加工施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第86号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 議案第86号、みなかみ町フルーツ公園条例の一部を改正する条例について反対します。フルーツ公園についてはですね、施設の採算状態もさることながら、施設自体の運営がどうなのか、ちょっと問題があるのではないかという、考えられるんでこの条例の改正に反対いたします。

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第86号の討論を終結いたします。

議案第86号、みなかみ町フルーツ公園条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第86号、みなかみ町フルーツ公園条例の一部を改正する条例については、可決されました。

これより議案第87号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第87号の討論を終結いたします。

議案第87号、みなかみ町手づくり郷土の香りの家条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号、みなかみ町手づくり郷土の香りの家条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第88号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第88号の討論を終結いたします。

議案第88号、みなかみ町水紀行館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号、みなかみ町水紀行館条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第89号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第 89 号の討論を終結いたします。

議案第 89 号、みなかみ町畜産基盤再編総合整備事業活性化施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 89 号、みなかみ町畜産基盤再編総合整備事業活性化施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第 90 号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第 90 号の討論を終結いたします。

議案第 90 号、みなかみ町農林漁業体験実習館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 90 号、みなかみ町農林漁業体験実習館条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第 91 号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第 91 号の討論を終結いたします。

議案第 91 号、みなかみ町農産物加工施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 91 号、みなかみ町農産物加工施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第 92 号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第92号の討論を終結いたします。
議案第92号、みなかみ町資源リサイクルセンター条例の一部を改正する条例について
を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第92号、みなかみ町資源リサイクルセンター条例の一部を改正する条例
については原案のとおり可決されました。
これより議案第93号の討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第93号の討論を終結いたします。
議案第93号、みなかみ町集落水辺環境施設恋越公園条例の一部を改正する条例につい
てを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第93号、みなかみ町集落水辺環境施設恋越公園条例の一部を改正する条
例については原案のとおり可決されました。
これより議案第94号の討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第94号の討論を終結いたします。
議案第94号、みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたしま
す。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第94号、みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例については原案
のとおり可決されました。
これより議案第95号の討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第95号の討論を終結いたします。
議案第95号、みなかみ町歴史民俗資料館等条例の一部を改正する条例についてを採決

いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号、みなかみ町歴史民俗資料館等条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第17 閉会中の継続調査の申し出について

議 長（傳田創司君） 日程第17、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員会委員長より目下各委員会において、調査中の事件につき会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第18 字句等の整理委任について

議 長（傳田創司君） 日程第18、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。よって、そのとおりに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

閉 会

議 長（傳田創司君） これにて、平成18年第2回（5月）みなかみ町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（ 16時16分 閉会 ）